

八尾市観光コンテンツ情報発信等業務委託事業者募集要項

1. 趣旨

八尾市では、豊かな自然、特産品、歴史・文化、産業、農産物、食、まつりなどの地域資源を、デジタル技術の映像や機器をとおして、「いつでも・どこからでも」本市の魅力を仮想的に体験できるデジタル映像の開発を進めており、令和5年度には本市ならではの魅力的なオンライン観光コンテンツの整備、また、実際に体験できる体験型観光コンテンツも造成した。

今回の「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務」においては、これらのコンテンツの周知及び認知度の向上、また、体験型観光コンテンツモニターツアー（以下「モニターツアー」という。）を実施し、課題や改善点等をフィードバックして体験型観光コンテンツが継続して実施可能となるようブラッシュアップを図り、本市の地域資源の魅力を国内外に発信し、本市に訪れる観光客等の関係人口の増加につなげることを目的として当該業務を委託するものである。

2. 委託業務名

八尾市観光コンテンツ情報発信等業務

3. 業務内容

本業務は、本市の観光オンラインサイト等の周知及び認知度の向上、モニターツアーの運営・広報をはじめ、モニターツアー各コンテンツメニューの直接の実施者（以下「事業実施者」という。）や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的な企画運営に係る業務一式とする。

詳細については、別紙1「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示す。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

5. 履行場所

八尾市内（本市が指定する場所）

6. 提案上限額

金 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 提案参加資格要件

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 国内もしくは総合旅行業務取扱管理者の配置が行えること。
- (2) 他の自治体において過去5年間に観光コンテンツの情報発信、又は類似業務の実績を有していること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 応募の受付期限日において、破産手続き、再生手続き又は更生手続き等が開始されていない者であること。
- (5) 公告の日から審査時までの間において、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）第 98 条の規定に該当する者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (9) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ・ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 応募資格を有していないと認められた場合
- ・ 提出期限を過ぎても提出書類が提出されない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- ・ この要項に違反又は逸脱した場合
- ・ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・ 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. プロポーザル参加申込書等の提出

当業務に応募される事業者は【様式 1】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務プロポーザル参加申込書兼誓約書、【様式 2】事業者概要書、【様式 3】業務実績調書、印鑑証明書（写し可）、納税証明書（写し可）、法人登記簿謄本（写し可）を各 1 部、下記(1)の期日までに八尾市電子申請システム（「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務」公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という。）によりデータで提出すること。

なお、参加申込書兼誓約書【様式 1】については、押印した原本を、下記(1)の期日までに下記(3)の提出先へ持参又は到着確認ができる形式での郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (2) 応募フォームによりデータで提出いただく書類
 - ① 【様式 1】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務プロポーザル参加申込書兼誓約書（データ提出に加え、押印した原本については別途提出が必要）
 - ② 【様式 2】事業者概要書
 - ③ 【様式 3】業務実績調書
 - ④ 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）（写し可）
 - ⑤ 法人税、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書（写し可）

⑥ 法人登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの）（写し可）

※ただし、令和 6 年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている場合は上記④～⑥の書類は提出不要。

(3) 持参または郵送により提出する書類の提出先

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市 魅力創造部 観光・文化財課

TEL : 072-924-3717(直通) (受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで)

※ただし、持参による受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

10. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 30 日（火）から令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで（期限厳守）

(2) 質問方法

質問は、八尾市電子申請システム（「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務」公募型プロポーザルの質問フォーム）により行うこと。

(3) 回答方法

- ・ 観光・文化財課のホームページにて質問と合わせて回答を掲載する。
- ・ 回答日は、令和 6 年 5 月 17 日（金）
- ・ 本市において意図を変えない範囲で質問内容を編集し、回答を行う場合がある。

(4) 留意事項

- ・ 電話、FAX、電子メール及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。
- ・ 質問が無い場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

11. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式 1】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務プロポーザル参加申込書兼誓約書	1 部	
2	【様式 2】事業者概要書		
3	【様式 3】業務実績調書		
4	① 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの） ② 直近の納税証明書（国税、市税） ③ 法人登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの）	1 部	※①～③は写しで可 ※ただし、令和 6 年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録がある場合は①～③の提出書類を省略

5	【様式4】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務に係る企画提案書	正本1部 副本10部	副本は事業者名を記載しないこと。
6	企画提案書概要	正本1部 副本2部	

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時

期限後は理由のいかんによらず受け付けない。

(3) 提出先

八尾市魅力創造部 観光・文化財課

(4) 辞退

プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに

【様式5】辞退届を到着確認ができる形式での郵送または持参により提出すること。

1.2. 企画提案書の提出

- ・ 企画提案書は「【様式4】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務に係る企画提案書」を用いて作成すること。別途の様式にて提出する場合は、提案書の項目に遺漏がないように作成すること。
- ・ 企画提案書概要は、A4サイズ両面印刷（縦・横は自由）で作成すること。

1.3. プレゼンテーション審査の実施・選定

(1) 審査実施日

令和6年5月31日（金）

(2) 選定方法

本市の職員で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行う。

(3) 優先交渉権の選定の方法

- ① 「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務評価基準」（別紙2）に基づき審査を実施し、総合評価点（全選定委員の審査項目全ての項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 総合評価点が高得点の者が2人以上ある場合は、提案点が高い者を、優先交渉権者とし、提案点も同じ場合は、選定委員会の出席者の多数決とし、同数の場合は座長が決定する。
- ③ 総合評価点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合評価点が6割に満たない場合は失格とする。
- ⑤ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合評価点が6割に満たない場合は選定しない。

(4) 実施時間・場所

- ・ プレゼンテーション実施通知に時間・場所等を記載し、「【様式1】八尾市観光コンテンツ情報発信等業務プロポーザル参加申込書兼誓約書」記載のメールアドレスへ送付する。
- ・ 送付日は、令和6年5月29日（水）とする。

(5) 実施方法

- ・各事業者2名までの出席とし、1事業者40分以内とする。
(プレゼンテーション20分、質疑応答20分)

(6) 注意事項

- ・提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター(型番 EPSON EB-536WT)については本市にて用意するが、その他必要な機材(ポインター、パソコン等)については提案者にて準備すること。

(7) 選考結果の通知

審査結果については、令和6年6月12日(水)の期日までに、全ての提案事業者(辞退者を除く)に対し電子メールで通知する。また、観光・文化財課のホームページにて公表する。

14. その他

- ・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。辞退の場合も同様とする。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- ・応募書類は、八尾市情報公開条例(平成7年条例第9号)の規定により応募者を伏せて公開することがある。

15. 日程

No.	内 容	期 日
1	公募開始 (参加申込書等及び企画提案書等の受付開始)	令和6年4月30日(火)
2	参加申込書等提出期限、質問受付期限	令和6年5月13日(月) 午後5時まで(必着)
3	参加資格審査の結果通知、質問への回答期限	令和6年5月17日(金)
4	企画提案書等提出期限	令和6年5月24日(金) 午後5時まで(必着)
5	プレゼンテーション審査通知	令和6年5月29日(水)
6	プレゼンテーション審査	令和6年5月31日(金)
7	審査結果通知	令和6年6月12日(水)
8	契約締結日・業務開始日	令和6年7月1日(月)予定

※参加申込書等は、「11. 提出書類」のNo. 1～4を、企画提案書等は、No. 5及び6を指す。

※募集要項等については、本市ホームページからダウンロードすること。

※提出書類を持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時の間に観光・文化財課まで持

参すること。(但し、正午から午後 12 時 45 分までの間を除く)

16. 担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当：新堂・井上・吉村

TEL:072-924-3717 / FAX:072-924-3995 / E-Mail:k-bunkazai@city.yao.osaka.jp